

公立大学法人大阪特別招へい教員給与規程

制 定 令和4.3.31 規程 363

最近改正 令和8.3.30 規程 88

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第45条の規定に基づき、同条第3号に掲げる特別招へい教員（以下「特別招へい教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 特別招へい教員の給与は、年俸、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当及び共同研究等貢献手当とする。

(定義)

第2条の2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム特別招へい教員 特別招へい教員のうち、常時勤務する者をいう。
- (2) パートタイム特別招へい教員 特別招へい教員のうち、所定労働時間が常時勤務する者より短い者をいう。

第2章 年俸の決定

(年俸)

第3条 フルタイム特別招へい教員の年俸は、別表第1に定める年俸表のとおりとする。
2 パートタイム特別招へい教員の年俸は、別表第1に定める年俸表の額に、その者の1週あたりの所定勤務時間を38.75で除して得られる割合を乗じて得られる額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(採用時の年俸)

第4条 新たに特別招へい教員となった者の年俸の額は、職務内容ごとに別表第2に定める号給の範囲内で、その者の業務内容及び経歴を勘案して決定した号給の別に応じ別表第1の標準欄に定める額とする。

(年俸の計算期間)

第5条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(年俸の改定)

第6条 第4条に定める年俸の額は、契約期間を更新する際に、改定することがある。
2 年俸の改定は、その者の契約期間における人事評価、勤務状況等を勘案して別表第1の第4条の規定により決定された号給における（－1）欄、標準欄、（＋1）欄又は（＋2）

欄のいずれかの額に改定する。

(年俸の情勢改定)

第7条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、年俸を改定することができる。

(年俸の決定の特例)

第8条 その者の従事する職務の内容、経歴等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前5条の規定にかかわらず年俸の額を決定することができる。

第3章 フルタイム特別招へい教員の年俸の支給方法

(年俸の支給方法)

第9条 年俸は、12等分して毎月の給与支給日に支給する。

(新たにフルタイム特別招へい教員になった者に対する支給方法)

第10条 計算期間の途中で新たにフルタイム特別招へい教員になった者については、フルタイム特別招へい教員となった日から年俸を支給する。

2 前項の適用を受ける者が当該計算期間に受ける年俸は、前条の規定による年俸の額を12月で除して得た額（以下「年俸月割額」という。）に、フルタイム特別招へい教員となった日から計算期間の末日までの期間の月数（1月未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）を乗じて得た額を支給する。この場合、毎月の給与支給日に支給する年俸の額は、年俸月割額とする。

3 月の途中でフルタイム特別招へい教員となった者については、前項に定める年俸のほか、年俸月割額を公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「フルタイム有期雇用教職員給与規程」という。）第10条の例により日割計算して得た額のフルタイム特別招へい教員となった日以降の勤務した日数分を、フルタイム特別招へい教員となった日の翌月の給与支給日に支給する。

(退職者等に対する支給方法)

第11条 フルタイム特別招へい教員である者が、その職を離れたときは、その日（以下「離職日」という。）の翌日以降の年俸は支給しない。

2 前項の支給しないこととなる年俸は、当該計算期間の年俸月割額に、離職日から計算期間の末日までの間の月数（端数が生じたときはこれを切り上げる。）を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れたフルタイム特別招へい教員については、年俸月割額をフルタイム有期雇用教職員給与規程第10条の例により日割計算して得た額の離職日以前の勤務した日数分を、離職日の属する月の給与支給日に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、フルタイム特別招へい教員である者が死亡したときは、死亡した日の属する月分の年俸を、死亡した日の属する月の給与支給日に支給する。

第4章 休職者等となったフルタイム特別招へい教員の年俸

(休職者等の年俸)

第12条 次の各号に掲げる休職等となったフルタイム特別招へい教員のその間の年俸については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第4章に定める休職等となったフルタイム有期雇用教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 有期雇用教職員就業規則第12条第1項の規定による休職
- (2) 有期雇用教職員就業規則第41条第3号の規定による停職
- (3) 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業
- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務
- (5) 有期雇用教職員就業規則第36条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

(欠勤等による年俸の減額)

第13条 フルタイム特別招へい教員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、フルタイム有期雇用教職員給与規程第41条の規定を準用して、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの年俸額をその者に支給すべき年俸の額から減額する。

- (1) 公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第22条に規定する年次有給休暇
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第30条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第8号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日以内に限るものとする。
- (3) 有期雇用教職員勤務時間等規程第34条に規定する病気休暇
- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第36条第1項の規定により勤務しないことの承認を受けた日
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

(勤務1日又は1時間当たりの年俸額)

第14条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの年俸額は、年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの年俸額は、次の計算式により得られる額とする。

「年俸月割額」

「週勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

「週勤務時間」＝「週所定労働時間数」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

- 4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 42 条第 4 項の規定を準用する。
- 5 第 3 項に規定する年間勤務時間に 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

第 5 章 手当

(通勤手当)

第 15 条 フルタイム特別招へい教員の通勤手当については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 13 条から第 20 条の 4 までの規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第 16 条 有期雇用教職員勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務したフルタイム特別招へい教員には、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 27 条の規定を準用して、時間外勤務手当を支給する。

(夜間勤務手当)

第 17 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したフルタイム特別招へい教員には、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 28 条の規定を準用して、夜間勤務手当を支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第 18 条 有期雇用教職員勤務時間等規程第 17 条の規定の適用を受けるフルタイム特別招へい教員（以下「管理監督者」という。）が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合には、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 29 条の規定を準用して、管理職員深夜勤務手当を支給する。

- 2 前 2 条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 19 条 前 3 条に規定する手当の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「年俸月割額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

- 2 前項に規定する週勤務時間は、第 14 条第 3 項から第 5 項までに規定により得られる時間とする。

(時間外勤務手当等の計算)

第 20 条 時間外勤務手当等の計算については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 31 条の規定を準用する。

(共同研究等貢献手当)

第 20 条の 2 共同研究等貢献手当については、公立大学法人大阪教職員給与規程第 36 条の 2 の規定を準用する。

第 6 章 フルタイム特別招へい教員の給与の支払日等

(支給日)

第 21 条 第 9 条の給与支給日（以下「給与支給日」という。）は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給日は、翌月の給与支給日とする。

3 通勤手当の支給日は、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 19 条に定めるところによる。

4 共同研究等貢献手当の支給日は、公立大学法人大阪共同研究等貢献手当規程に定めるところによる。

(給与の支払方法等)

第 22 条 前条に定めるほか、給与の支払方法等については、フルタイム有期雇用教職員給与規程第 6 章及び第 7 章の規定を準用する。

第 7 章 パートタイム特別招へい教員の年俸の支給方法等

(年俸の支給方法等)

第 23 条 パートタイム特別招へい教員の年俸の支給方法、退職者の年俸、手当及び給与の支払日等については、公立大学法人大阪年俸制パートタイム有期雇用教職員給与規程第 3 章の規定を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(年俸の改定の取扱い)

2 令和 4 年 3 月 31 日に大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則に基づき特別招へい教員として在職し、有期雇用教職員就業規則附則第 7 項の規定により、引き続き特別招へい教員となった者の第 6 条の規定の適用については、同条に規定する契約期間には大阪市立大学の特別招へい教員としての契約期間を含むものとする。

附 則 (令和 4. 9. 30 規程 629)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7.3.31 規程74）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8.3.30 規程88）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

| 号給 | 年俸額 | | | |
|----|------------|------------|------------|------------|
| | - 1 | 標準 | + 1 | + 2 |
| 1 | 5,388,000 | 5,508,000 | 5,628,000 | 5,748,000 |
| 2 | 5,700,000 | 5,820,000 | 5,940,000 | 6,060,000 |
| 3 | 6,012,000 | 6,132,000 | 6,252,000 | 6,372,000 |
| 4 | 6,336,000 | 6,456,000 | 6,576,000 | 6,696,000 |
| 5 | 6,648,000 | 6,768,000 | 6,888,000 | 7,008,000 |
| 6 | 6,972,000 | 7,092,000 | 7,212,000 | 7,332,000 |
| 7 | 7,296,000 | 7,416,000 | 7,536,000 | 7,656,000 |
| 8 | 7,620,000 | 7,740,000 | 7,860,000 | 7,980,000 |
| 9 | 7,944,000 | 8,064,000 | 8,184,000 | 8,304,000 |
| 10 | 8,256,000 | 8,376,000 | 8,496,000 | 8,616,000 |
| 11 | 8,760,000 | 9,000,000 | 9,240,000 | 9,480,000 |
| 12 | 9,408,000 | 9,648,000 | 9,888,000 | 10,128,000 |
| 13 | 10,044,000 | 10,284,000 | 10,524,000 | 10,764,000 |
| 14 | 10,680,000 | 10,920,000 | 11,160,000 | 11,400,000 |
| 15 | 11,316,000 | 11,556,000 | 11,796,000 | 12,036,000 |
| 16 | 11,952,000 | 12,192,000 | 12,432,000 | 12,672,000 |
| 17 | 12,972,000 | 13,452,000 | 13,932,000 | 14,412,000 |
| 18 | 14,232,000 | 14,712,000 | 15,192,000 | 15,672,000 |
| 19 | 15,492,000 | 15,972,000 | 16,452,000 | 16,932,000 |
| 20 | 16,752,000 | 17,232,000 | 17,712,000 | 18,192,000 |
| 21 | 18,012,000 | 18,492,000 | 18,972,000 | 19,452,000 |
| 22 | 19,272,000 | 19,752,000 | 20,232,000 | 20,712,000 |

別表第2

| 職務の内容 | 適用する号給の範囲 |
|---------------|------------|
| 助教の職務 | 1号給から5号給 |
| 講師の職務 | 4号級から8号給 |
| 准教授の職務 | 6号給から14号給 |
| 教授の職務 | 11号給から16号給 |
| 理事長が指定する教授の職務 | 17号給から22号給 |